地方自治法施行令第167条の2第1項第3号または第4号に基づく随意契約の締結結果一覧表　　別紙６

No.	契約に係る役務の名称	数量	契約日	契約の内容	契約の相手方	契約金額（税込）（円）	発注課		随意契約とした理由	根拠法令	備考
							所管課	連絡先（直通）	契約の相手方とした理由		
1	町名表示板貼替業務	一式	R8.4.20	本業務は、堺市町名表示板設置要綱により設置された町名表示板のうち、取り付け後相当年数が経過し、耐用年数を超えた町名表示板の貼り替えを行うものである。	公益社団法人堺市シルバー人材センター	7,776,455	戸籍住民課	228-8473	相手方の法人は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第37条第1項に規定するシルバー人材センター連合又は同条第2項に規定するシルバー人材センターで、その所在地が堺市内にあるものに該当する団体である。 本業務を同法人に委託することによって、軽易な業務にかかる就業を希望する高齢者に対して就業機会を提供し、以て本市の政策である「高齢者福祉の増進」に資するため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号	